

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成 26 年  
7月25日  
(金曜日)

## 目 次

- 規則
  - 医療法施行細則の一部を改正する規則(医務保険課).....一
  - 山口県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則(経営金融課).....七
- 告示
  - 平成二十六年度地籍調査事業計画に関する告示の一部改正(政策企画課).....七
  - 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課).....七
  - 就労自立給付金の支給に関する事務の委託(厚政課).....九
  - 漁業災害補償法第八十条第二項の規定による同意(団体指導室).....九
  - 解除予定保安林(秋市)(森林整備課).....九
  - 保安林予定森林(山口市)(森林整備課).....九
- 公告
  - 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(二件)(県民生活課).....一〇
  - 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課).....一〇
  - 契約の締結(物品管理課).....一一
  - 公安委告示
    - 警備員等の検定の実施.....一一



医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第四十号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則(昭和五十八年山口県規則第一号)の一部を次のように改正する。  
別記第一号様式の(第二面)中

初診患者総数 ①	紹介患者数 ②	救急患者数 ③	地域医療支援病院紹介率 $\frac{②+③}{①} \times 100$
	人	人	人
他の病院又は診療所に紹介した患者の数			
人			

を

初診患者数 ①	紹介患者数 ②	逆紹介患者数 ③	地域医療支援病院紹介率 $\frac{②}{①} \times 100$	地域医療支援病院逆紹介率 $\frac{③}{①} \times 100$
人	人	人	%	%

に改め、同

様式の(第三面)中

職種	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考
		常勤・非常勤	専従・非専従	を
		常勤・非常勤	専従・非専従	を

を

職種	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考
				を

を

職種	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考
				を

を

職種	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考
				を

を

救急病院の認定状況及び救急医療の実施状況	救急病院の認定状況及び救急医療の実施状況

を

救急病院の認定状況及び救急医療の実施状況	救急病院の認定状況及び救急医療の実施状況	
	救急用又は患者輸送用自動車により搬入した救急患者の数	その他の救急患者の数
救急医療の提供の実績	計	計
	(うち入院を要した患者の数)	(うち入院を要した患者の数)
	人	人
	人	人

に改め、同

様式の(第四面)中

研 修 内 容	
研 修 内 容	
前年度の研修実施回数	回

に改め、同

様式の(第五面)中

診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法	閲覧担当者の氏名	責 任 者	
	閲覧場所	その他の担当者	
	閲覧手続		

を

診療並びに病院の管理に関する諸記録の閲覧方法及び美	閲覧担当者の氏名	責 任 者		
	閲覧場所	その他の担当者		
	閲覧手続			
	関 覧 件 数	医 師	件	
		歯 科 医 師	件	
		地方公共団体	件	
		そ の 他	件	
	計	件		
開 催 回 数		回		

に

改め、同様式の添付書類、注及び備考を削り、同様式に次の一面を加える。

(第 6 面)

別記第九号様式を次のように改める。

患者相談の実績	患者相談を行う場所		
	主な担当者		
相談の概要	相談件数		
	件		
その他の地域医療支援病院に求められる取組	病院の果たしている役割に関する情報発信	評価の有無	有 ・ 無
		評価を行った機関名	
	病院の果たしている役割に関する情報発信の方法及び内容	評価を受けた時期	
		情報発信の有無	有 ・ 無
	退院調整	退院調整部門の有無	有 ・ 無
		退院調整の概要	
地域連携の促進	地域連携クリティカルパスの策定の有無	有 ・ 無	
	地域連携クリティカルパスの種類及び内容		
	地域連携クリティカルパスを普及させるための取組の概要		

添付書類

- 1 地域医療支援病院紹介率が65パーセント以上80パーセント未満であり、かつ、地域医療支援病院紹介率が40パーセント未満である病院にあつては、2年以内に地域医療支援病院紹介率を80パーセント以上とするための具体的な年次計画を記載した書類
  - 2 共同利用について定めた規程があるときは、当該規程の写し
  - 3 医療法施行規則第9条の19第7項に規定する委員会の委員の就任承諾書及び履歴書
- 注 / 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 申請者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第9号様式 (第2条関係)

地域医療支援病院業務報告書

(第1面)

山口県知事 様

年 月 日

郵便番号  
報告者 住所 氏名  
(電話 局 番)

下記のとおり 年度の業務について、医療法第12条の2第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

名称												
所在地												
許可病床数	一般病床	療養病床	結核病床	感染症病床	精神病床	計						
	室	床	室	床	室	床	室	床	室	床	室	床
地域医療支援病院の法定施設	区分	構造設備の概要					病床数					
	集中治療室	主な設備										
	化学検査室	主な設備										
	細菌検査室	主な設備										
	病理検査室	主な設備										
	病理解剖室	主な設備										
	研究室	主な設備										
講義室	室数	室	収容定員	人								
図書室	室数	室	蔵書数	冊								
救急用又は患者輸送用自動車	主な設備					保有台数	台					
医薬品情報管理室	専用室の場合					床面積	m <sup>2</sup>		室と共用			
	共用室の場合											

四

(第2面)

紹介患者に対する医療提供等	初診患者数	紹介患者数	逆紹介患者数	地域医療支援病院紹介率	地域医療支援病院逆紹介率
	⑦ 人	⑧ 人	⑨ 人	$\frac{⑧}{⑦} \times 100$	$\frac{⑨}{⑦} \times 100$
算定期間	年 月 日から 年 月 日まで				
共同利用の実績	共同利用の範囲				
共同利用について定められた規程の有無	有 ・ 無				
利用医師等登録制度の担当者	職種				
	氏名				
登録医療機関	名称	設置者の名称	設置者の所在地	主たる診療科目	報告者の関係
	共同利用				
常時共同利用可能な病床数					床



(第 5 面)

診療並びに病院の管理に関する諸記録の管理方法	管理担当者の氏名 その他の担当者	責任者 その他の担当者	診療に関する諸記録(病院日誌、各科診療日誌、処方せん、写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約等)	保管場所	分類方法								
						区	分	保管場所					
病院の管理及び運営に関する諸記録	救急医療の提供の実績	救急医療の提供の実績	地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績	共	同	利用の実績	救急医療の提供の実績	地域の実績	紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする書類	閲覧実績			
											閲覧	実績	実績
											閲覧	実績	実績
											閲覧	実績	実績
診療並びに病院の管理に関する諸記録の閲覧	閲覧担当者 その他の担当者	責任者 その他の担当者	診療並びに病院の管理に関する諸記録の閲覧	共	同	利用の実績	救急医療の提供の実績	地域の実績	紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする書類	閲覧実績			
											閲覧	実績	実績
											閲覧	実績	実績
											閲覧	実績	実績
医療法施行規則第19条の規定の第7項に規定する委員会の開催	開催回数	開催回数	委員会の開催	共	同	利用の実績	救急医療の提供の実績	地域の実績	紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする書類	閲覧実績			
											開催回数	開催回数	

(第 6 面)

患者相談	患者相談を行う場所	主な担当者	相談件数	相談の概要	評価の有無	評価を行った機関名	評価を受けた時期	病院の機能に関する評価	病院の果たしている役割に関する情報発信	その他の地域医療支援病院に求められる取組
退院調整	退院調整の概要	退院調整の概要	退院調整の概要	退院調整の概要	退院調整の有無	退院調整部門の有無	退院調整の有無	地域連携クリティカルパスの有無	地域連携クリティカルパスの種類及び内容	地域連携クリティカルパスを普及させるための取組の概要

注 / 報告者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。  
 2 報告者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。  
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

山口県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十六年七月二十五日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県規則第四十一号

山口県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

山口県中小企業高度化資金貸付規則(昭和四十四年山口県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「年〇・八五パーセント」を「年〇・七五パーセント」に改める。

附則第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日に改正前の山口県中小企業高度化資金貸付規則の規定に基づいて貸し付けた貸付金については、なお従前の例による。



山口県告示第二百五十三号

平成二十六年年度地籍調査事業計画に関する告示(平成二十六年山口県告示第五百五十一号)の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月二十五日

山口県知事 村 岡 嗣 政

二 調査地域中「下関市」の下に「彦島塩浜町一丁目」を、「彦島塩浜町四丁目」の下に「彦島角倉町二丁目」を、「彦島弟子待町三丁目」の下に「彦島福浦町三丁目」を、「菊川町大字上岡枝」の下に「菊川町大字鬻井」を、「菊川町大字下岡枝」

の下に「菊川町大字田部」を加える。

山口県告示第二百五十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十六年七月二十五日から同年八月十四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民生活部環境課において公衆の縦覧に供する。

平成二十六年七月二十五日

山口県知事 村 岡 嗣 政

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 日産化学工業株式会社

住 所 東京都千代田区神田錦町三丁目七番一号

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 日産化学工業株式会社小野田工場

所在地 山陽小野田市大字小野田六九〇三番地の一

三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法		
	能 力 (m <sup>3</sup> /日)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 隔りの使用 時間	一日当た 季節的変 動の概要
四六一イ	一・八	平成二六、 八、一六	平成二六、 九、四	平成二六、 九、一〇	連 続	二四時間 変動なし

備考 「四六一イ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設をいう。

排水口	排出水の汚染状態の値	
	通常最大	最大
水素イオン濃度 (水素指数)	通常	最大
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常	最大
浮遊物質質量 (mg/l)	通常	最大
鉍油類 (mg/l)	通常	最大
窒素 (mg/l)	通常	最大
燐 (mg/l)	通常	最大
排水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	通常	最大

五 排出水の汚染状態の値及び排水水の量

種類	項目	汚水等の汚染状態の値	
		通常最大	最大
中和槽	処理前	九・一	一四
	処理後	八	一四
焼却炉	処理前	〇・六八	〇・七四
	処理後	〇・六八	〇・七四
種別	化学的酸素要求量 (mg/l)	四、六〇〇	四、六〇〇
	浮遊物質質量 (mg/l)	検出せず	検出せず
種別	鉍油類 (mg/l)	検出せず	検出せず
	窒素 (mg/l)	一、七〇〇	一、七〇〇
種別	燐 (mg/l)	〇・〇八	〇・〇八
	汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	四六・四	一・八

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種類	構造	能力 (m <sup>3</sup> /日)	処理の方式	使用時間 の間隔	一日当たりの 使用時間	季節的変動の 概要	工事着手予定		工事完成予定		使用開始予定	
							年	月	年	月	年	月
焼却炉	銅板製	四八	焼却	連続	二四時間	変動なし	平成二六、一六	平成二六、一六	平成二六、四	平成二六、一〇	(既設)	

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

四 汚水等の処理施設に関する事項

種類	汚水等の汚染状態の値	
	通常最大	最大
四六一イ	水素イオン濃度 (水素指数)	四、六〇〇
	化学的酸素要求量 (mg/l)	検出せず
四六一イ	浮遊物質質量 (mg/l)	検出せず
	鉍油類 (mg/l)	一、七〇〇
四六一イ	窒素 (mg/l)	一、七〇〇
	燐 (mg/l)	〇・〇八
四六一イ	汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	一・八

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

No. 1	排 水 口	七	八	一三	一九	二〇	三〇	二	六	九	一・九	二・八	二二、〇八二・五二二、七八三・一
-------	-------	---	---	----	----	----	----	---	---	---	-----	-----	------------------

**山口県告示第二百五十五号**

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条の四第三項の規定により、次のとおり就労自立給付金の支給に関する事務の委託を行った。

平成二十六年七月二十五日

山口県知事 村岡 副 政

一 委託に係る事務の範囲

阿武郡阿武町の区域内に居住地を有する（居住地がないか、又は明らかでないときは、同町の区域内にある）被保護者に対して、生活保護法第五十五条の四第一項の規定により行う就労自立給付金の支給に関する事務

二 委託を受けた支給機関

萩市長

三 委託開始年月日

平成二十六年八月一日

**山口県告示第二百五十六号**

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

平成二十六年七月二十五日

山口県知事 村岡 副 政

和久区域	区	域	区	分
法第百四条第二号に掲げる漁業				

**山口県告示第二百五十七号**

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成二十六年七月二十五日

山口県知事 村岡 副 政

一 解除予定保安林の所在場所

萩市大字高佐下字上足谷七六七の一・七六七の二・七六七の一・七六七の一三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。）

**山口県告示第二百五十八号**

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十六年七月二十五日

山口県知事 村岡 副 政

一 保安林予定森林の所在場所

山口市阿東地福下字鷹ノ巣四一九、四一九の一、四一九第二、四二〇第四（次の図に示す部分に限る。）、四二二第五から四二二第一一まで、四二二第一四、四三六から四四一まで、四四二の一から四四二の三まで、四四三から四五四まで、四六四、字埜下七五四の一（次の図に示す部分に限る。）、字鶴ノ岩二一五三の五一、二一五三の五六から二一五三の六五まで、字帯谷二一五三の一七〇、二一五三の一七一、阿東嘉年下字寺屋敷七二七、字毛木屋七二八、二一八四、字長迫七二九から七三六まで、七四〇、七四一、字流田七四二、七四二第一、字仏ヶ埜七八一の一、字蕪ヶ迫七八六、字伊勢ヶ浴二四三、二一四四

二 指定の目的  
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
山口市阿東地福下字鷹ノ巣四一九・四一九の一・四二〇第四・四二二第八・四二二第九・四二二第一一・四二二第一四・字埜下七五四の一・阿東嘉年下字寺屋敷七二七・字長迫七二九から七三二まで・七四〇・字仏ヶ埜七八一の一・字伊勢ヶ浴二一四三・二一四四(以上一七筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。)



(二四八) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十六年九月八日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年七月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十六年七月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名 称 特定非営利活動法人宅老所あじさい

代 表 者 の 氏 名 松本みゆき  
主たる事務所の所在地 下関市豊浦町大字黒井一八〇三番地

(二四九) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。  
変更後の定款は、平成二十六年九月八日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県岩国県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年七月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十六年七月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人しゅうとう福祉工房  
代 表 者 の 氏 名 林 督善  
主たる事務所の所在地 岩国市周東町下久原一二六〇番地

(二五〇) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十六年七月二十五日から同年十一月二十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年七月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ホームプラザナフコ周南店  
所在地 周南市大字久米一五〇三の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名

株式会社ナフコ 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 深町 勝義

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住 所 代表者の氏名  
株式会社ナフコ 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 深町 勝義

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十七年三月一日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

六、六九一平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

一三六台

(二) 駐車場の収容台数

二〇台

(三) 荷さばき施設の面積

一一一平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

三〇立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
氏名又は名称 開店時刻 閉店時刻  
株式会社ナフコ 午前七時 午後八時三〇分

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時三十分から午後九時まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

四箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前八時から午後八時まで

八 届出年月日

平成二十六年六月三十日

(二五二) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成二十六年七月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

会計管理局物品管理課 山口市滝町一番一号

二 契約に係る物品の名称及び数量

抗インフルエンザウイルス薬(リレンザ) 二万八千四百箱

三 契約の相手方を決定した手続

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十六年五月十四日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

グラクソ・スミスクライン株式会社 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目六番一五号

六 契約金額

七千七百七十七万二千四百八十円

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当するため

八 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政



山口県公安委員会告示第三十三号

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十六年七月二十五日

山口県公安委員会

一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員

種 別 級 受検定員  
施設警備業務 一級 三十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

- (一) 学科試験
  - 日 時 平成二十六年十月二十八日(火曜日)の午前十時から正午まで
  - 場 所 山口市滝町一番一号  
山口県警察本部
- (二) 実技試験
  - 日 時 平成二十六年十一月二十七日(木曜日)
  - 場 所 山口市秋穂二島一〇六二番地  
山口県セミナーパーク

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。
- 三 受検資格
 

山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に住所を有するもの(以下「県外在住警備員」という。)であつて、次のいずれかに該当する者であること。

  - (一) 施設警備業務二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が一年以上であるもの
  - (二) 公安委員会が(一)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- 四 検定申請書の受付期間及び時間
 

平成二十六年九月八日(月曜日)から同月十二日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。
- 五 検定申請書の提出先
 

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署
- 六 提出書類
  - (一) 検定申請書
  - (二) 添付書類
    - 1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所地を疎明する書面
    - 2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面
    - 3 三の(一)に該当する者にあつては、施設警備業務二級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業者等が発行する当該警備業務の従事期間に関する証明書
    - 4 三の(二)に該当する者にあつては、一級検定受検資格認定書の写し

- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚
- 七 受検手数料
 

一万六千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。
- 八 受検票の交付
 

検定申請書を提出した警察署において交付する。
- 九 その他
  - (一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。
  - (二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活環境課(電話〇八三一―九三三―〇一一〇)にすること。
- 一 検定を行う警備業務の種別及び級並びに受検定員
 

種 別	級	受検定員
施設警備業務	二級	三十名
- 二 検定に係る試験の日時及び場所
  - (一) 学科試験
    - 日 時 平成二十六年十月二十八日(火曜日)の午前十時から正午まで
    - 場 所 山口市滝町一番一号  
山口県警察本部
  - (二) 実技試験
    - 日 時 平成二十六年十一月二十日(木曜日)
    - 場 所 山口市秋穂二島一〇六二番地  
山口県セミナーパーク

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。
- 三 受検資格
 

山口県内に住所を有する者又は県外在住警備員であること。
- 四 検定申請書の受付期間及び時間
 

平成二十六年九月八日(月曜日)から同月十二日(金曜日)までの午前八時三十分

から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

#### 五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

#### 六 提出書類

##### (一) 検定申請書

##### (二) 添付書類

- 1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面
- 2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。）二枚

#### 七 受検手数料

一万六千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

#### 八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

#### 九 その他

(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活環境課（電話〇八三―九三三―〇一一〇）にすること。

平成二十六年七月二十五日  
印刷發行

發行人  
所

山口県知事  
山口市